

平成18年8月8日

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長 扇千景殿

内閣総理大臣 小泉純一郎殿

人事院総裁 谷公士

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、給与の改定について別紙第2のとおり勧告する。あわせて、公務員人事管理について別紙第3のとおり報告する。

目 次

別紙第 1 職員の給与に関する報告	1
報告の概要	1
(官民の給与較差に基づく給与改定)	1
(給与構造の改革)	2
I 紹介の基本的考え方	3
1 紹介の意義と役割	3
2 民間準拠の考え方	4
3 公務員給与を取り巻く諸情勢	4
II 官民の給与較差に基づく給与改定	6
1 官民の給与の実態	6
2 官民給与の比較方法の見直し	9
3 官民給与の比較	13
4 本年の給与の改定	14
III 紹介構造の改革	16
IV 紹介実施の要請	21
別紙第 2 勧告	27
別紙第 3 公務員人事管理に関する報告	1
1 本院の基本認識	2
2 主な課題と具体的方向	5